

添付法令資料 3 :

創造経済に関する2019年法律No.24の施行令に関する2022年7月12日付  
インドネシア共和国政令No. 24 (目次)  
同日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 創造経済の資金調達
  - 第1節 資金調達源 (第3条)
  - 第2節 銀行金融機関及び非銀行金融機関を通じた知的財産に基づく資金調達スキーム
    - 第1款 政府の促進 (第4条ないし第6条)
    - 第2款 知的財産に基づく資金調達スキームの実施 (第7条ないし第14条)
  - 第3節 代替資金調達源の発展 (第15条ないし第17条)
- 第3章 知的財産に基づく創造経済製品マーケティングシステムの発展の促進 (第18条ないし第29条)
- 第4章 創造経済のインフラストラクチャー (第30条ないし第32条)
- 第5章 創造経済の実施者のためのインセンティブ (第33条ないし第35条)
- 第6章 創造経済の発展における政府及び/又は地方政府の責任並びに国民参加
  - 第1節 政府及び/又は地方政府の責任 (第36条ないし第38条)
  - 第2節 国民参加 (第39条)
- 第7章 資金調達の紛争解決 (第40条)
- 第8章 終則 (第41条)